

湯沢町介護人材確保支援事業

厚生労働省は「団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、介護職員数は現在の2倍以上必要」と推測しています。湯沢町においても介護職員数は慢性的に不足しており、このままの状況が続くと近い将来、十分な介護サービスの提供ができない恐れがあります。ついては、介護人材確保の緊急支援策として、町内介護・障がい福祉サービス事業所への就職促進と介護・障がい福祉サービスの資質向上を図るため、つぎのとおり介護資格取得に関する研修受講費用を補助します。湯沢町高齢者福祉及び介護保険事業に、ぜひあなたの力を貸してください！

◆補助対象研修

- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修（申請は各研修で1人1回限り）

◆補助対象者

補助金の交付対象となる方は、以下の要件を全て満たす方です。

- ① 介護職員として町内介護・障がい福祉サービス事業所に就職を希望している方、又は町内介護・障がい福祉サービス事業所に勤務している方
- ② 当該補助金を申請する時点の居住地の市町村税を滞納していない方

◆補助金額

- ・介護職員初任者研修の場合は、受講料の全額
 - ・介護職員実務者研修の場合は、受講料の2分の1以内の額（いずれも千円未満の端数切捨て）
- ※ただし、他の事業で上記研修受講のための補助金の交付を受けている場合は、その額を差し引くこととします。

◆申請期間

研修の修了日まで（各研修ともに申し込み順で3名まで）

◆申請窓口

〒949-6101

新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地 1 湯沢町役場福祉介護課（総合福祉センター内）

◆提出書類

【申請時】※補助対象研修の修了日までに申請してください。（事後申請不可）

- ・介護人材確保支援事業補助金交付申請書
- ・研修受講申込書の写し
- ・申請時居住地の市町村税納税証明書

【報告・請求時】※補助対象研修の修了日から3か月以内までに申請してください。

- ・介護人材確保支援事業実績報告兼補助金請求書
- ・研修受講料の領収書の写し
- ・研修修了証の写し
- ・町内介護・障がい福祉サービス事業所に採用されたことが分かる書類の写し（勤務者は除く）
- ・その他町長が必要と認める書類（この要綱以外の補助金の交付を受ける場合は、その補助金交付決定通知書の写し等）

【その他】

・在籍報告書

※就職希望者：就職日から1年経過後に提出

※勤務者：研修修了日から1年経過後に提出

◆決定及び通知

湯沢町介護人材確保支援事業補助金交付要綱により審査の上決定し通知します。

◆交付決定の取り消し・補助金の返還

- ・就職希望者で、研修修了後、原則として3か月以内に町内介護・障がい福祉サービス事業所へ就職できない場合
- ・就職希望者が、正当な理由なく、町内介護・障がいサービス事業所に就職した日から1年以内に退職した場合
- ・介護・障がい福祉サービス事業所勤務者が、正当な理由なく、補助対象研修修了後、1年以内に退職した場合

問い合わせ 湯沢町福祉介護課 介護保険係 TEL025-784-4560

